

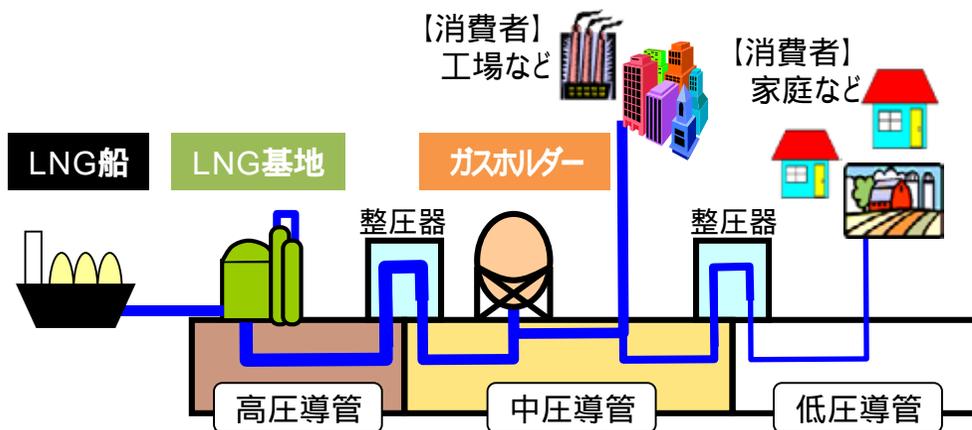
電力小売自由化の状況
ガス小売自由化の状況
その他

日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

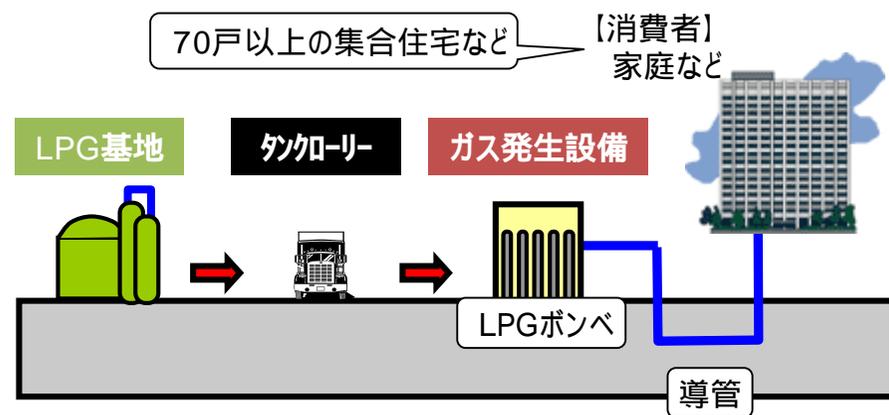
都市ガスの供給イメージ

本年4月より自由化



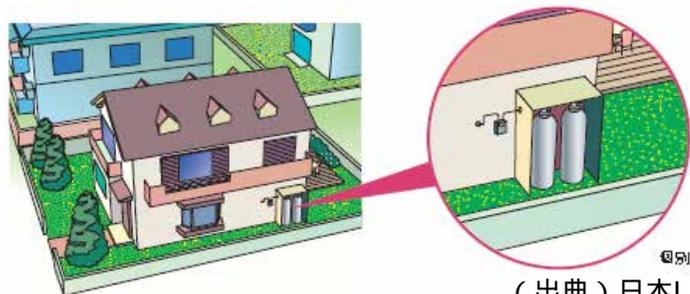
簡易ガスの供給イメージ

本年4月より自由化



LPガスの供給イメージ

はじめから自由



個別供給システム

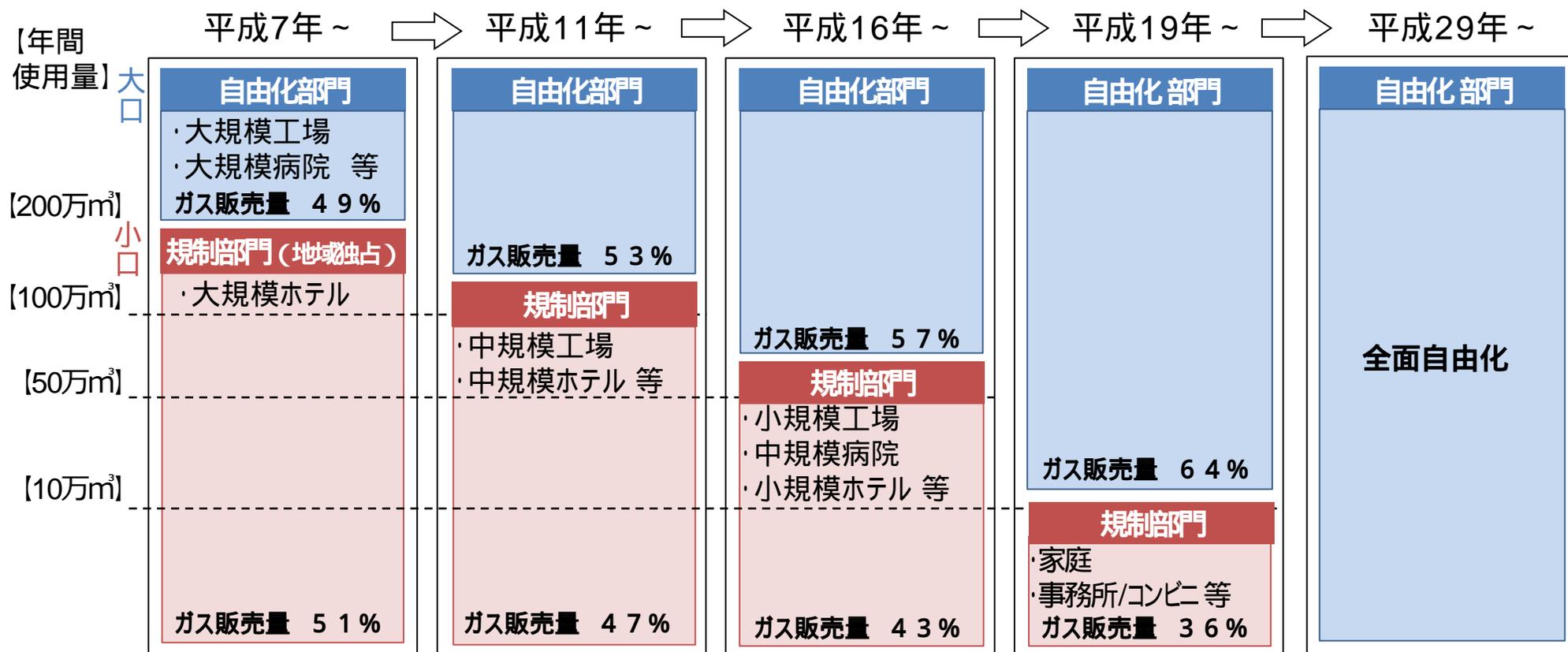
(出典) 日本LPガス団体協議会

ガスの種別需要家規模 (平成27年度)

	需要家件数	ガス販売量
都市ガス	約2,635万件	363億m ³ /年
簡易ガス	約117万件	1.5億m ³ /年
LPガス	約2,450万件	68億m ³ /年

ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 本年4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。



(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展していない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合(平成26年度実績)。

小売全面自由化によって開放される市場

- 1 小売全面自由化により、都市ガス会社が独占的に供給していた約2.2兆円の市場が開放される（需要家数は約2,600万件）。
- 1 この結果、合計約5兆円のガス市場において、活発な競争によるコスト低廉化と、消費者の利便性の向上が期待される。

自由化部門（大口）

（契約量：10万m³/年以上）



工場



ホテル、商業施設、病院等

規制部門

（契約量：10万m³/年未満）

新たに自由化されるガス市場

市場規模

2.2兆円

契約数 一般家庭部門

2,514万件

商店・事業所等

122万件



商店



住宅

自由化されるガス市場規模・契約数

（平成27年度）

	市場規模 (単位：億円)	契約数 (単位：万個)		
		一般家庭 部門	商店、 事業所等	合計
東京ガス	7,691	938	47	985
大阪ガス	5,293	594	25	618
東邦ガス	1,739	201	6	207
その他	7,318	781	43	824
合計	22,041	2,514	122	2,635

合計値が合わないのは、四捨五入による。

（出所）一般ガス事業部門別収支計算書、ガス事業年報

ガスの小売全面自由化（本年4月）に向けた取組

小売事業者の登録の審査 これまでに45社が申請、36社（電力会社等）が登録

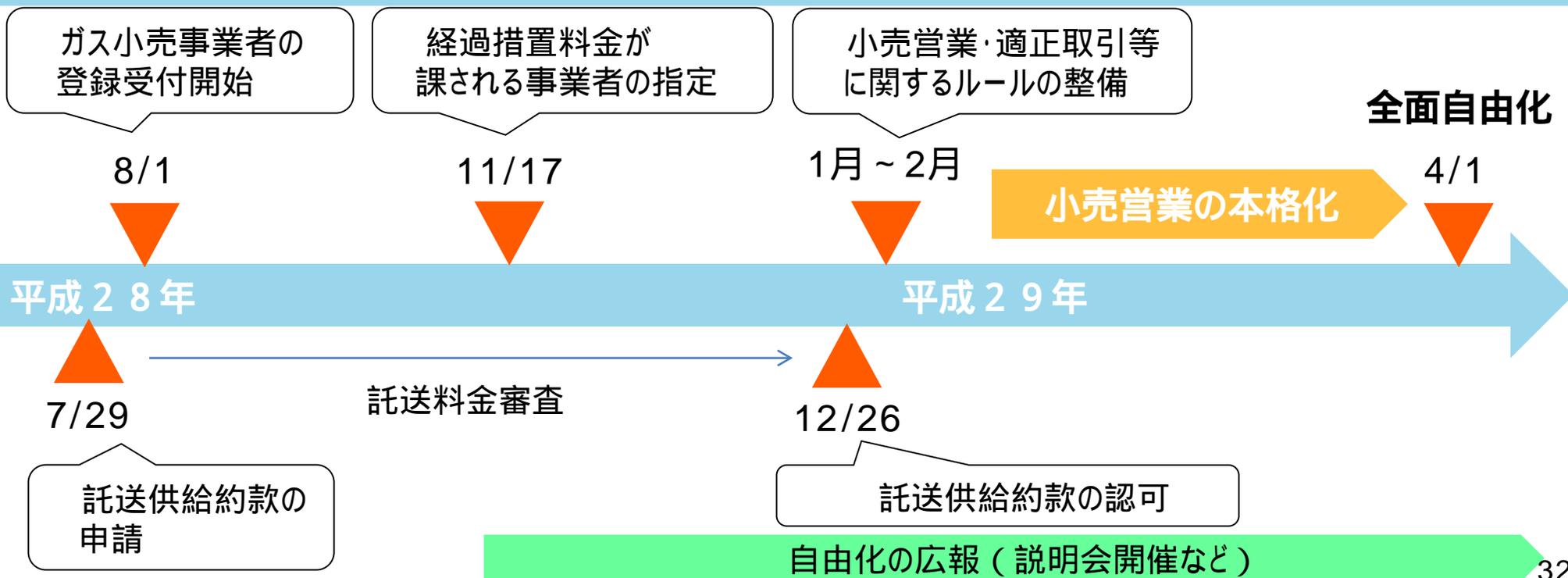
経過措置(規制)料金が課される事業者の指定の審査

一般ガス事業者：12事業者、簡易ガス事業者：432事業者を指定

小売営業・適正取引等に関するルールの整備

託送供給約款・託送料金（ガス導管の利用ルール・利用料）の審査 認可

自由化の広報



ガス小売事業者の登録状況

- 2017年4月1日に向け、経済産業省では、2016年8月1日から小売の事前登録申請を受け付け。
- これまで、45社が登録申請。うち、36社が登録済。(3月21日時点)

	東京電力 エネルギー パートナー	関西 電力	中部 電力	九州 電力	日本 瓦斯	東彩 ガス	東日本 ガス	新日本 ガス	北日本 ガス	河原 実業	レモン ガス	朝日ガス エネルギー
供給区域	関東	近畿	中部	九州	関東	関東	関東	関東	関東	関東	関東	中部
一般家庭への供給予定	あり	あり	あり	あり	あり (越境販売)	あり (越境販売)	あり (越境販売)	あり (越境販売)	あり (越境販売)	あり	あり	あり (自由化前の供給先にのみ引き続き供給)
株主・出資比率	東京電力ホールディングス 100%	-	-	-	-	日本瓦斯 100%	日本瓦斯 100%	日本瓦斯 100%	日本瓦斯 100%	-	-	-

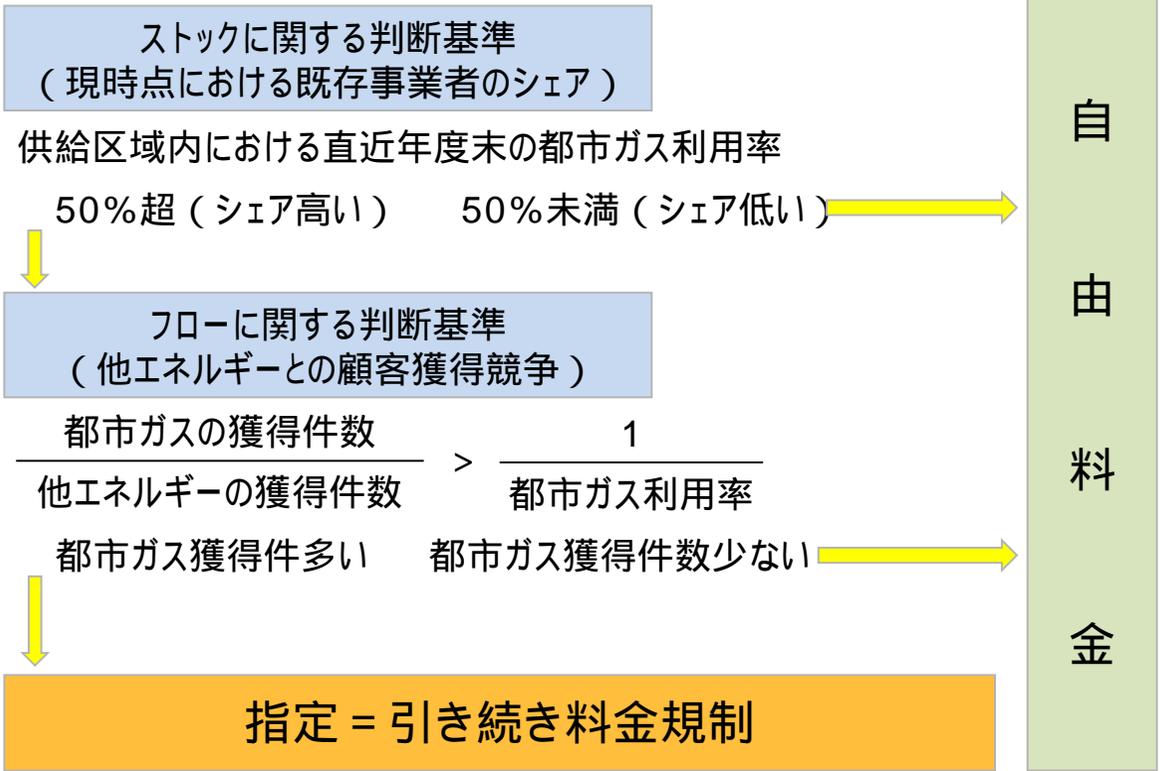
	東京ガス	J X エネルギー	石油 資源 開発	国際 石油 開発 帝石	三愛 石油	岩谷 産業	南遠州 パイプ ライン	三菱 化学	エア・ ウォーター	東北 天然 ガス	東北 電力	仙台 プロパン
供給 区域	関東	北海道 東北 関東 中国	北海道 関東	関東 北陸	関東 近畿 中国 九州	関東 近畿	関東 中部	中部 九州	北海道	東北	東北	東北
一般 家庭 への 供給 予定	あり (東京 ガス供給区 域内 のみ)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
株主・ 出資 比率	-	J X ホールディ ングス 100%	-	-	-	-	中部ガス 40% 中部電力 40% 静岡ガス 20%	三菱 ケミカルホ ールディ ングス 100%	-	東北電力 55% 石油資源 開発 45%	-	-

	日本 ファシリ ティー・ ソリュー ション	ネクストエ ネルギー	上越エネ ルギー サービス	東京ガス エンジニア リングソ リューショ ンズ	鈴興	富山 グリーン フード リサイクル	甲賀 エナジー	エネクス エルエヌ ジー 販売	四国 電力	熊本 みらい エル・ エヌ・ジ ー	筑後 ガス 圧送	新日鐵 住金
供給 区域	関東	関東	関東	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	九州	九州
一般 家庭 への 供給 予定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
株主・ 出資 比率	東京電力 エナジー パートナー 100%	J X エネルギー 50% 国際 石油 開発 帝石 50%	-	東京ガス 100%	-	-	岩谷産業 56% 関西電力 34% 甲賀協同 ガス 10%	伊藤忠 エネクス 株式 会社 100%	-	九州ガス 51% 日本瓦斯 (鹿児島) 34% 石油資源 開発 15%	西部ガス 100%	-

一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定について

- 小売全面自由化後、ガス小売事業者は、**原則、自由に料金を設定する。**
- ただし、**需要家保護のため、他のガス小売事業者や、LPガス・オール電化等の他のエネルギーとの十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。**
- 具体的には、以下の指定基準に基づき事業者を指定。

< 指定基準 >



ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合（年平均1%以下）等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。

担当局	指定対象事業者(一般ガス事業者)
本省	東京瓦斯(東京地区等)
	大阪瓦斯
	東邦瓦斯
東北	仙南ガス
関東	京葉瓦斯
	京和ガス
	日本瓦斯(南平台・初山地区)
	熱海瓦斯
近畿	河内長野ガス
中国	浜田ガス
九州	エコア(100MJ地区)
	南海ガス

簡易ガス事業者も同様の基準により、432事業者、1,730供給地点群を指定旧供給地点に指定。

ガス小売営業・適正取引等に関するルールの整備

- 1 電力・ガス取引監視等委員会において、平成29年4月の小売全面自由化後にガス小売事業者が遵守すべき説明義務や書面交付義務の詳細等について検討し、ガイドライン案を建議し、制定。
- 1 また、ガス事業者の公正かつ有効な競争の確保の観点から望ましい行為等についても検討。ガイドライン改定案の意見公募手続を経て、改定済み。

『ガスの小売営業に関する指針』【新設】

ガスの需要家の利益の保護の観点から、需要家への適切な情報提供(説明義務・書面交付義務の詳細等)や、営業・契約形態、契約内容等の適正化を図るべく、問題となる行為や望ましい行為について指針を定めたもの。

『適正なガス取引についての指針』【改定】

独占禁止法上問題となる行為及びガス事業法上の業務改善命令等の発動に関する考え方を明らかにし、公正競争の確保やガスの適正取引の確保の観点からガス事業者向けの指針を定めたもの。

ガイドラインに関する事業者説明会

ガス小売事業者が小売営業ガイドライン・適正取引ガイドラインを適切に理解し遵守するよう、1月～3月にかけて全国10カ所でガス小売事業者向けの説明会を実施。

「ガスの小売営業に関する指針」の主なポイント

(1) 需要家への適切な情報提供

問題となる行為

- ü 「当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- ü 需要家と契約を締結する際、解除時の違約金等の内容や内管等の工事費負担の有無・算定方法、セット販売時の料金割引等の適用条件等の供給条件について説明・書面交付を行わないこと。

望ましい行為

- l 一般消費者向けの標準メニューや平均的なガス使用量における月額料金例を公表すること。
- l ガス料金に工事費等が含まれている場合に、請求書等にその内訳を明記すること。
- l 需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から契約を解除した場合などには、需要家が無契約状態となり供給が停止されるおそれがあることについて、ガス小売事業者が需要家に対し一定の説明をすること。

(2) 営業・契約形態の適正化

問題となる行為

- ü ワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、契約解除の際、卸売事業者との間の卸供給契約の解除を不当に怠ること。

「ガスの小売営業に関する指針」の主なポイント

(3) 契約内容の適正化

問題となる行為

- 不当に高額の違約金等を設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- 解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

(4) 苦情・問合せへの対応の適正化

望ましい行為

- 1 導管の破損など、導管要因でガスの供給に支障が生じていることが明らかな場合にガス導管事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、ガス小売事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- 1 原因不明なガスの供給支障発生時に、ガスメーターの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

問題となる行為

- 原因不明なガスの供給支障に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

(5) 契約の解除手続の適正化

問題となる行為

- 契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- 契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給約款・経過措置約款を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

「適正なガス取引についての指針」(改定)の主なポイント

(ガス事業法関連部分)

(1) 小売分野

- Ⅰ 小売事業者が需要家への請求書等に託送供給料金相当の支払金額を明記することを、望ましい行為と位置付ける。
- Ⅰ 小売事業者が不当に高い解約補償料の徴収等を行うことを、問題となる行為と位置付ける。

(2) 卸売分野における適正なガス取引の在り方

- Ⅰ 考え方として、パンケーキ問題の解消の趣旨を踏まえ、卸供給料金から卸託送供給料金に相当する金額を引き下げることが適切である旨を追記。
- Ⅰ LNG等を保有する事業者が新規参入者等に対して積極的に必要な卸供給を行うことを、望ましい行為と位置付ける。

(3) 製造分野

- Ⅰ 熱量調整設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者がガス製造に係る業務を積極的に受託することを、望ましい行為と位置付ける。
- Ⅰ ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒むこと等を、問題となる行為と位置付ける。

(4) 託送分野

- Ⅰ ガス導管事業者が導管網への接続の検討に関する情報提供を行うことを、望ましい行為と位置付ける。
- Ⅰ ガス導管事業者が計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか否かにより不当に差別的に取り扱うこと等を、問題となる行為と位置付ける。

託送供給約款の認可

- Ⅰ 託送供給約款は、2016年7月末に127社から認可申請。
- Ⅰ 電力・ガス取引監視等委員会における審議の結果を踏まえた回答があったことを受け、経済産業省として、査定方針を策定。
- Ⅰ 査定方針に従った、各社による補正後の再申請があり、2016年12月26日には、経済産業大臣が認可。

< 査定額と査定後の託送料金単価 >

	託送料金原価(億円) 3年平均			託送料金単価(円/m ³) 1		
	現行	申請額	査定額	現行	申請値	査定後
東京ガス (東京地区等)	2,761	2,959	約 82 (2.8%)	20.2	21.9	約20.7 2
東邦ガス	758	745	約 19 (2.6%)	19.8	19.8	約19.2 3
大阪ガス	2,018	1,961	約 31 (1.6%)	22.7	22.2	約21.8

1 託送料金単価は、全需要の平均単価

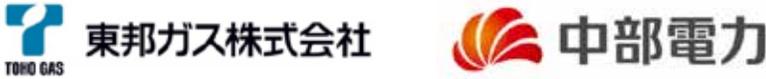
2 東京ガスは、託送料金単価の減額 1.2円のうち、原価の査定相当分が 0.6円、需要想定の見直し相当分が 0.6円

3 東邦ガスは、託送料金単価の減額 0.6円のうち、原価の査定相当分が 0.5円、需要想定の見直し相当分が 0.1円

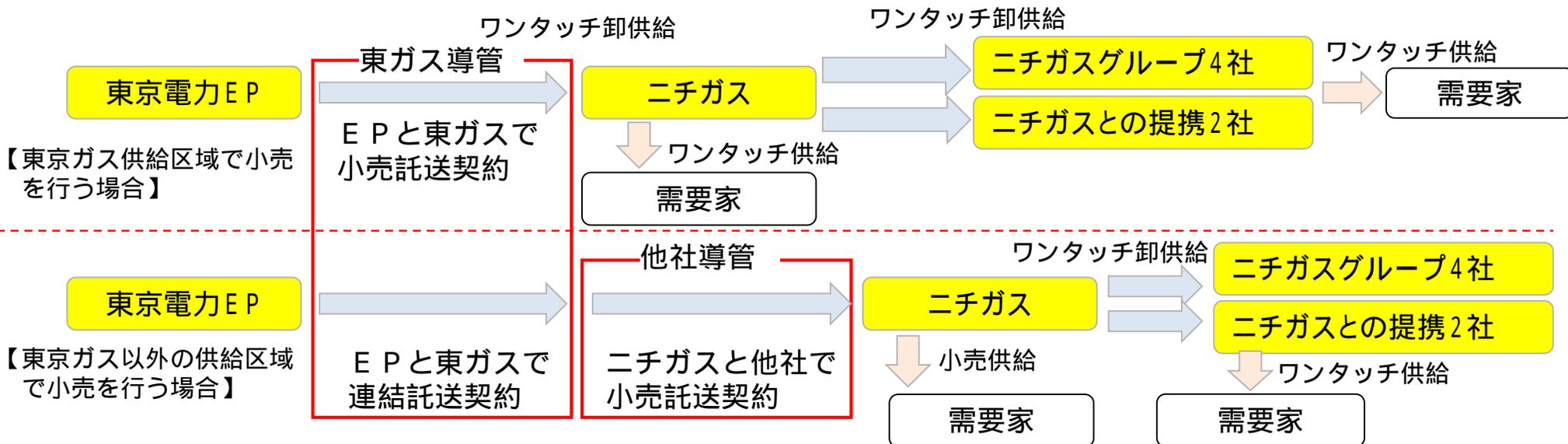
ガス小売営業の本格化

4月からの自由化開始を控え、電力・ガスのエネルギー間競争、電力事業者・ガス事業者間のアライアンス等が始まっている。

電力・ガスのエネルギー間競争

<p>【東京】</p> 	<p>【中部】</p> 
<p>【関西】</p> 	<p>【九州】</p> 

電力事業者・ガス事業者間のアライアンス



ガス小売営業の本格化

- I 平成29年3月10日時点のスイッチング申込み件数は、全国で約6万件（中部・北陸エリア10,605件、近畿エリア46,533件、九州・沖縄エリア654件）となっている。

スイッチング申込み件数（平成29年3月10日時点）

地域	申込み件数
北海道	-
東北	-
関東	-
中部・北陸	10,605
近畿	46,533
中国・四国	-
九州・沖縄	654
全国	57,792

（出典）資源エネルギー庁プレスリリース

電力小売自由化の状況
ガス小売自由化の状況
その他

電力・ガス自由化における消費者保護パッケージ

I 平成27年より消費者保護を強化するための取組を継続的に実施。

各種説明会の開催

- ・H27年11月～H28年2月までブロック別説明会(全国10エリア実施)、都道府県別説明会(消費者庁と協力、50回程度)、消費者団体・企業での説明会(30回程度)を実施
- ・H28年7月～H29年3月まで、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会において、ガス小売全面自由化を含めた説明会等を、消費者向けには44回、事業者向けに21回、北海道から沖縄まで全地域で実施

電力自由化キャラバン(H28年実施)、電力・ガス自由化セミナー(H29年実施)

- ・消費者をターゲットに、イベントホール、商店街、ショッピングセンターなどの集客施設で広報イベントを開催(38箇所)



電力・ガス取引監視等委員会と独立行政法人国民生活センターとの連携協定の締結(H28年、H29年実施)

- ・消費者から寄せられる契約トラブル等の情報を随時共有。それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国津々浦々の消費生活センターへ情報を発信
- ・国民生活センターと連携した研修会・勉強会を随時実施(今年はH29年2月～5月に実施)
- ・トラブル情報を踏まえた小売事業に係るルールのあり方の検討

ポスター・パンフレットの配布・掲示

- ・電力・ガス自由化のポスター約3万部、パンフレット約20万部作成、各都道府県等に配送(H28年、H29年実施)
- ・全国の百貨店・スーパーで配布・掲示(H28年実施)
- ・東京メトロ駅構内にも掲示(H28年2月10～16日、H29年3月20～26日)



専用コールセンターの開設(H28年実施)

- ・平均30件/日の入電。消費者からの自由化に関する相談や問い合わせ等に対応

集中相談期間の設定(「駆け込み寺」の設置)

- ・自由化開始前後のH28年3月下旬～4月中旬にかけて、コールセンターとは別に、平日夜間及び休日にも電話相談を実施(H29年3月下旬～4月上旬も休日実施予定)
- ・専門の消費生活相談員による「家庭向け電力自由化なんでも110番」をH28年3月13日に実施(実施団体は公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)



関連WEBページの開設・拡充(H28年、H29年実施)

消費者Q&A、相談窓口、60秒解説、バナー、自由化早わかり等のコンテンツを用意

広報動画等を使った情報発信(H28年、H29年実施)

内閣広報室、政府広報室と連携しSNSなど、様々な媒体を通して情報を発信

経済産業省外壁への懸垂幕の掲示(H28年1月19日～6月30日)

法的トラブル解決のための情報提供(H28年3月実施)

日本司法支援センター(法テラス)のコールセンター、全国の事務所(61箇所)での情報提供

市町村への情報提供(H28年、H29年実施)

県民・市民向け広報紙等を通じた情報発信(H28年、H29年実施)

地方紙、女性誌、テレビ局への情報提供(H28年、H29年実施)

地方紙連合会との意見交換会(H28年、H29年実施)

プレス懇談会(経産記者クラブのブリーフィング)実施(H28、H29年実施)

直近の自由化広報

- 1 昨年7月以降、今年3月まで、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会が、ガス小売全面自由化を含めた説明会等を、事業者向けに21回、消費者向けには44回、北海道から沖縄まで全地域で実施した。
- 1 さらに、今年3月、全国の主要地方紙において、電力・ガス自由化について広告を掲載し、改めて周知を実施した。



電力・ガス自由化セミナーの実施



電力・ガス自由化セミナー専用サイト
(<http://www.unei-jimukyoku.jp/jiyuuka/>)



地方紙に掲載された電力・ガス自由化の広告